

平成30年9月定例県議会における  
教育委員会答弁要旨

平成30年10月11日  
総務企画課秘書広報係

○自民党県議団 浦 伊三夫 議員

9月13日

①【参考】被災児童等への支援制度拡充に対する国への要請について（知事答弁）

【私学振興課 義務教育課】

被災児童等が、被災により就園、就学の継続を断念することがないように、支援制度を拡充することについて、県としてどのように国へ働きかけを行ってきたか、知事に問う。

被災を起因とした経済的な理由により、幼児児童生徒が就園、就学の継続を断念することがないように、就学の機会を確保することが必要です。

このため、県においては、今回の豪雨により被災した生徒に対する緊急措置として、低所得者世帯の生徒を対象とした私立高等学校の授業料を軽減する補助金の支給対象に、自宅が全壊又は半壊した世帯の生徒などを加え、その支援を実施しているところです。

また、7月31日、県議会とともに、国に対し、市町村が行う幼稚園の保育料に対する補助事業及び小・中学校の学用品費や通学費などに対する補助事業について、熊本地震と同様、国の補助率を嵩上げするよう、支援の拡充をお願いしたところです。

②読書の意義と公立図書館の充実について（知事答弁）

【社会教育課】

書店の減少が防ぎようがないものとするならば、書店に代わって知と遭遇する場所、例えば、公立図書館を充実させるなどの対策が必要になると考える。そこで、先の議会に引きつづき、あらためて伺う。まず、知事は読書の意義をどのように認識しているのか。そして、活字離れから起きる書店の減少という現状に対し、何らかの対策を講じる必要があると考えているのか、問う。

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。県民の読書環境の整備は重要であると認識しています。

公立図書館を充実させるため、県立図書館においては、県民の多様なニーズに応じて、郷土資料をはじめ、ビジネス・医療・文学など、幅広い図書館資料の収集・貸出し等を行っています。

また、公立図書館と連携して、県立図書館所蔵資料を最寄りの図書館で受取・返却ができる「遠隔地サービス」、また、未所蔵資料を他の図書館と貸し借りをする「相互貸借サービス」というものを行っています。

さらに、公立図書館等職員に対する研修、図書館の運営に関する情報提供・相談活動を行い、職員の資質向上を図ることにより、県民の皆様へのレファレンス・サービス、利用者が必要とする情報や資料を提供することですが、それらの充実に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組みを通じて、公立図書館の充実を図ってまいります。

### ③子供が読書好きになるための図書館における工夫について

【社会教育課】

子供だけで落ち着いて読書できるスペースを別に設けるとか、新刊は一定期間貸出禁止にして、図書館に来れば必ず手に取ることができるようにするといった工夫が必要になると思うがいかがか。教育長の見解をお聞かせ願う。

県立図書館では、親子で本を読むためのスペースや子供が落ち着いて読書や調べ学習を行うことのできるスペースを設けています。

また、おすすめの本の紹介や発達段階に応じたおはなし会の開催など、子供が読書に興味をもつための工夫をしています。こうした取組みは、県立図書館の働きかけにより、県内の公立図書館においても広く実施されており、今後とも県立図書館が、子どもの読書活動の推進拠点としての役割を果たしていけるよう努めてまいります。

なお、新刊の一定期間貸出禁止につきましては、定期刊行物の一部について行っています。

### ④県内子ども図書館の現状と子ども読書推進のための連携について

【社会教育課】

子どもの読書推進の拠点の一つとなるのは、福岡県立図書館のこども図書館だと思うが、このような施設は、県立以外に県内の市町村に何か所ぐらいあるのか。また、県内の公共図書館と子ども読書推進のためにどのように連携を取っているのか、教育長にお答え願う。

県内市町村に公立のこども図書館はありませんが、子ども専用の読書コーナーを設置している図書館は58館あります。

県立図書館では、公立図書館と連携して、子どもの読書に適した学校貸出図書セットの内容を充実させ、利用の促進を図っています。また、子どもの読書活動に関わるボランティアや図書館職員を対象に研修を行い、読み聞かせや、本の紹介を競い合うビブリオバトルなどに関する資質・能力の向上に努めています。こうした連携を通じて、子どもの読書活動を推進しています。

### ⑤子供たちを中心にした読書県民運動について（知事答弁）

【社会教育課 義務教育課】

子供たちを中心にした読書県民運動の展開を県に呼びかけてきた。このわが会派提唱の読書県民運動について、どのような認識をもっているのか、知事の所見を聞き、あらためて、読書県民運動の展開について、その抱負をお示し願う。

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの読書への関心・意欲を高め、読書の習慣化を図ることが必要であり、そのためには、全ての大人が、子どもの読書活動の必要性を認識し、それに関わっていくことが重要であると考えます。

このため、「福岡県子ども読書推進計画」に基づき社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組んでいるところです。

学校においては、現在、全校一斉の読書活動等に取り組んでおり、また、今年度から読書ボランティアと県の社会教育関係職員が、「読書活動応援隊」として、小学校の保護者に対し、入学説明会や保護者集会などの機会を活用して、読書の重要性の啓発と読み聞かせの手法等をお伝えしているところです。

家庭においては、親子で同じ本を読んだり、読み聞かせをする、家庭での読書「うちどく」に取り組んでいます。

また、地域においては、公立図書館職員と読書ボランティアなどが図書館や公民館、子育て支援センターなどにおいて、子どもに司書体験をさせたり、お話し会などを行っているところだ。

今後、教育委員会や関係団体との連携をさらに深め、全ての学校における読書活動の取り組みをはじめ、子どもの読書活動をより一層推進してまいります。

#### ⑥学校給食への県産農林水産物の利用拡大について 【体育スポーツ健康課】

学校給食への県産農林水産物の利用拡大のため、どのように取り組んでいくのか、教育長に問う。

学校給食に県産農林水産物を活用することは、地域の自然や食文化、生産者の努力に対する児童生徒の理解を深め、食に対する感謝の念を育む上で、大変重要です。

そのため、県教育委員会としては、県産農林水産物の使用を条件とし、中学生を対象とした「学校給食レシピコンクール」や、給食調理員を対象とした「学校給食料理コンクール」を毎年度開催し、その成果を各学校へ周知するなど、学校給食への利用促進に努めています。また、学校や地域の実態に応じた地元食材の活用を、各学校の学校給食献立年間計画に位置付けるよう、栄養教諭研修会を通じて啓発をしているところです。

今後とも、これらの取り組みを推進し、児童生徒の郷土への関心を高め、地域の食文化の継承につながるよう、学校給食への県産農林水産物の利用拡大に努めてまいります。

#### ⑦道徳の時間の教科化に対する認識について 【義務教育課】

従来の「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として「教科化」されたことについて、教育長の認識を問う。

これからの複雑困難な社会においては、子供たちが高い倫理観を持ち、人としての生き方や社会の在り方について、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要です。

こうした人格形成の根幹に関わる「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として「教科」となり、学校教育の中核に位置づけられたことは、大変意義深いことであると認識しています。

#### ⑧道徳科の評価について 【義務教育課】

学校の先生方の苦悩や不安感を払拭し、混乱や迷いなく評価が整然と行われたのか、実情を問う。

「道徳科」は、人格形成の根幹に関わる特質を有するものであることから、数値による評価は行わず、道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、記述式により行うべきものであるとされています。

このため、県教育委員会としては、教員が、道徳科の特質や指導法に対する理解を深め、適切に評価を行うための指導資料を作成・配布するなどの支援を行っており、1学期を終了し、本県における道徳科の評価は、学校現場から特に問題があるとの報告を受けておらず、概ね円滑に実施されているものと認識しています。

#### ⑨「教科化」の意味について 【義務教育課】

道徳のいわば教科昇格について、特別の教科とされているように「化」に特別の意味が持たされているのか、教育長に問う。

学校教育における「教科」は、一般的に系統的に組織化された教育内容を教授するもの

とされています。

一方で、道徳の時間は、単に系統的な教育活動としてあるだけでなく、その特性として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の要としての役割を果たすものという、その特別な性格を重視し、「特別の教科 道徳」として「教科」に位置づけられたものであると理解しています。

#### ⑩道徳教育推進のための体制整備について

【義務教育課】

学校や地域としての道徳教育推進のための体制整備を今後どのように進めていくのかについて、教育長に問う。

本県では、道徳教育推進市町村を指定し、その地域における実践的な研究を進めることを通して、その成果を県内に普及・啓発しています。

また、各地域の道徳教育の推進リーダーとなる道徳教育推進教員を、毎年、24名育成してきています。

これらの推進教員が、市町村や各学校での指導的役割を担うことで、各地域の授業の質的向上を図り、道徳教育の充実につなげるようにしているところです。

#### ⑪若年教員の資質向上について

【義務教育課】

若年教員が道徳科を含め、質の高い授業の実施と評価を適切に行えるよう、その資質向上をどのように進めていくのかについて、教育長に問う。

道徳科を含め、各教科の質の高い授業を実現するためには、急増する若年教員の資質向上が喫緊の課題です。

こうした背景の下、本県においては、教員の資質能力を明確にした育成指標を作成するとともに、それに基づく研修計画を次年度から実施することとしています。

特に、若年教員については、授業力の向上に重点を置き、授業の構想・展開・評価にかかる育成指標に基づいた研修を充実させ、基礎的・基本的な資質の育成を図ってまいります。

#### ⑫市町村における空調設備の設置状況及び未設置市町村に対する県の対応について

【施設課】

空調設備の導入が、まだ進んでいない市町村に対し、早期の設置を促すべきだと思えるが、市町村の設置状況を説明いただくとともに、未設置の市町村に対して県としてどのような対応を行っていくのか、教育長の考えを問う。

本年9月1日現在、公立小中学校の全ての普通教室に空調設備を設置している市町村が30ある一方、未設置の市町村は4、一部設置の市町村は26となっており、県全体の普通教室数における設置割合は、81.6%となっています。

なお、整備が遅れている市町村においては、いずれも近年の猛暑等を考慮し、整備を進めていく考えがあることから、県教育委員会としては、市町村の空調整備が計画どおりに実施できるよう、国における十分な予算の確保について、県単独或いは教育長協議会等を通じて、文部科学省に強く要望を行っているところです。

また、市町村教育委員会に対しては、今後増加が予想される国の補助金を活用して、計画的に整備を図るよう促してまいりたいと考えています。

①島根県立隠岐島前高校における特色ある取組みについて

【高校教育課】

島根県立隠岐島前高校における地域課題解決のための実践的教育やICTの活用により豊かな学びの場を提供する授業について、どのように評価しているのか問う。

ここでの地域課題学習の取組みは、学校と地域社会とが連携・協働し、学校外の人材や伝統文化等の資源を活用しながら、地域にとどまらず世界にまで学びを広げることで、新しい時代に求められる資質・能力を育むものとなっています。

また、学校と連携した町立の塾や学生寮にICT環境が整備されており、遠隔授業等を活用したキャリア教育や、生徒一人ひとりに対応した教科学習に大きな成果を上げています。

こうした先進的な教育活動が注目され、県内外からの入学希望者や交流人口が増加していると聞いており、学校を中核とした地域活性化の好事例として、本県県立高校にとっても参考になるものと考えています。

②本県における魅力ある学校づくりについて

【高校教育課】

本県県立高校において、地域の発展にも寄与できる魅力ある学校づくりを進めるべきと考えるが、見解を問う。

県立高校における教育活動の活性化のためには、地域社会と連携し、その信頼の下に学校づくりを進める必要があると考えています。

例えば、現在、嘉穂総合高校においては、産業用ドローンを活用し、地域産業への貢献を視野に、農薬散布や空中撮影、プログラミング技術の習得等に取り組んでいます。

また、伝習館高校では、部活動を中心に、地元の食文化であるニホンウナギの保全を目的として、その生態の研究を続けています。

県教育委員会としては、生徒が自ら課題を発見し解決する能力を身につけ、将来、地域の発展に貢献できるよう、このような魅力ある学校づくりを支援してまいります。

③知的障がい者、肢体不自由者、病弱者に対する県立特別支援学校の幼稚部の設置について

【特別支援教育課】

障がい児に対する療育は早期に行うことが重要と言われる。知的障がい者、肢体不自由者、病弱者に対しても、視覚・聴覚と同様に幼稚部を設置すべきと思うが、教育長の考えを問う。

これらの障がい種別に対応する都道府県立特別支援学校は全国に814校あり、その約1.8%に当たる15校に幼稚部が設置されていますが、そのうち11校では在籍者が3人以下という状況です。

また、県内には幼児の療育や集団生活への適応訓練等を行う施設が200か所以上あり、障がいのある幼児の受入れがなされています。

県教育委員会としては、現時点では、急増している小・中・高等部の児童生徒に対する適切な教育環境の提供に向けて、県立特別支援学校の整備に全力を傾注してまいりたいと考えています。

#### ④働き方改革の進捗管理について

【教職員課】

指針が掲げる「3年で2割の超過勤務の削減」という目標を確実に達成するため、県教育委員会は、今後どのような取組みを進め、進捗状況を管理するのか、教育長に問う。

県立学校における勤務実態を的確に把握するため、現在、ICカードによる勤務時間管理システムの導入作業を進めており、システム導入後は、各学校で勤務時間等の実態に応じ、管理職による適切な業務マネジメントや教職員の業務改善につなげてまいります。

また、県教育委員会では、各学校から、教職員の1月当たりの平均勤務時間や、超過勤務時間が80時間を超える者等について報告を受け、各学校の実態に応じた指導助言を行い、目標達成に努めてまいります。

#### ⑤80時間以上の超過勤務の解消について

【教職員課】

80時間以上の超過勤務については、早期にゼロとすべきと考えるが、教育長の考えを問う。

教職員が、健康で生き生きとやりがいを持って業務に取り組むために、心身に不調をきたすような長時間勤務は改善する必要があると考えています。

このため、指針においても、1月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者が生じないことを目指しており、できる限り早期に実現できるよう働き方改革の取組みを推進してまいります。

#### ⑥小中学校における超過勤務時間の削減について

【教職員課】

県立学校と同様、小中学校についても具体的な数値目標を掲げ、超過勤務時間を確実に削減すべきと考えるが、教育長の考えを問う。

教職員全体に勤務時間を意識した働き方を浸透させるとともに、業務改善を着実に促進するためには、数値目標などの明確な目標を定めることが効果的であると考えます。

このため、県では、働き方改革全体の指針を策定し、その中で、超過勤務時間を3年間で2.0%削減するとの具体的な目標を設定したところです。

この指針については、各市町村においても取り組んでいただくよう働きかけを行うこととしており、現在、服務監督権を有する市町村教育委員会に対して、会議等の様々な機会を通じて、県の目標設定状況を周知するなど、具体的な目標を設定することについても働きかけを行っています。

#### ⑦各市町村における教職員の働き方改革の取組状況について

【教職員課】

各市町村における教職員の働き方改革の取組状況について、現時点での進捗状況を問う。

7月末時点において、指針を策定又は策定予定の市町村が25、タイムカード等により勤務時間の把握を行っている又は行う予定の市町村が38、学校閉庁日を設定又は設定予定の市町村が54となるなど、各市町村においても着実に取組みが進められていると考えています。

#### ⑧初任者研修の改善について

【義務教育課】

研修全体とりわけ初任者研修について、どのような検討を行い、どのように改善を図るのか、教育長に問う。

本県では、教員研修の質的向上と効率的な実施が図られるよう、内容の重点化や重複の整理などの観点から見直しを行い、来年度から新たな体系による研修を実施することとしています。

特に、初任者研修については、「若年教員研修」として採用後3年間に内容を分散させて実施することや、校外研修の一部を校内での研修に切り替える等の見直しをしています。

また、一定の指導力が認められる講師経験者等については校外研修の一部を免除するなど、初任者の負担軽減を図りつつ、学び続ける教員としての基礎を培う研修を効果的・効率的に実施してまいります。

## ○公明党 新開 昌彦 議員

9月14日

### ①通学路の点検について(知事答弁)

【義務教育課 建築指導課】

〔 地域の安全確保を図るための通学路の総点検について知事の方針並びに見解をお聞きする。 〕

小・中学校や市町村教育委員会においては、防災や防犯、交通安全等の観点から子供の安全を確保するため、地域や保護者、警察等の関係機関と連携をし、通学路の危険個所の点検を行っており、その結果を踏まえて、自治体等により防犯灯や道路照明の設置、看板での注意喚起等が行われているところです。

県においては、先の大阪府の北部地震を踏まえ、現在行っている小学校の通学路に面したブロック塀の再点検に加えて、中学校の通学路の緊急点検を実施し、安全性に問題があるブロック塀の所有者に対し、その改善指導を行っているところであります。

また、所有者による速やかな改善を促すため、撤去費の助成制度の創設について、今回補正予算でお願いしているところです。

今後とも、教育委員会や警察等の関係機関と連携して、子供にとっても安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

### ②安全性に問題があるブロック塀が放置されてきた理由と改善策について 【施設課】

〔 安全であるべき学校で安全性に問題があるブロック塀が放置されてきたのはなぜか。その理由と改善策を教育長に問う。 〕

県立学校においては、建築基準法に基づく定期点検等を行い、明らかに危険性が認められるブロック塀については、その都度、撤去や改修の対策を講じてきたところです。

しかしながら、大阪北部地震による悲惨な事故を重く受けとめ、これまでの点検方法では十分に安全性を確保できないとの認識から、今回の緊急点検では、劣化・損傷の進行によって、今後、危険となる恐れがあるもの、或いは法令違反ではないものの現行の基準には適合していないと思われるものについても、撤去又はフェンス等への改修を行うことになりました。

これが、今回、多くのブロック塀が安全性に問題があるという結果になった理由です。

なお、緊急点検において安全性に問題がないとされたものについても内部点検を実施し、安全確保を図ってまいります。

また、公立小中学校については、学校の設置者である市町村教育委員会に対し、これまでも機会ある毎に通知文を発出し、適切な管理を行うよう注意喚起を行ってきたところですが、この度の事故を受け、県と同様の安全対策を講じるよう指導を行ってまいります。

### ③スモールティーチャー方式の効果に対する認識について

【義務教育課】

「スモールティーチャー方式が人格形成についてどのような効果があると認識しているのか、教育長に問う。」

県内において、体育の水泳や陸上運動等の学習において、運動技能の高い子供が、運動を苦手としている友達に対して、動きのコツを教えるなど、教え合ったり、考え合ったりする場面を取り入れて目標を達成させ、自尊感情を育てている学習事例があり、一定の効果が上がっていると承知をしています。

新しい学習指導要領においては、子供たちが、主体的・対話的に学びを深め合うこと、また、逞しく生き抜くための、自信や意欲、チャレンジ精神、逆境に立ち向かう心などの人格的資質の育成が重視されており、こうした学習は、指導要領の趣旨にも沿うものと認識しています。

### ④「鍛ほめメソッド」事業の今後の取組みについて

【義務教育課】

「鍛ほめメソッド」事業に「スモールティーチャー」方式を取り入れてはどうか問う。

県教育委員会では、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」ことをコンセプトとした「鍛ほめ福岡メソッド」を本県独自の教育方法として実践校を指定し、取組みを進めているところです。

次年度は、この取組みについて総括を行い、人格的資質を効果的に育成するための活動の在り方について検証することが課題となっており、今後、この取組みにおける、より実効性の高い学びの方法について、研究を重ねてまいりたいと考えています。

### ⑤【参考】高等学校中退者の実態把握と課題への対応について（知事答弁）

【青少年育成課 私学振興課 高校教育課】

平成17年、知事は中退した子ども達がどのような状況になっているかということを確認につかむ必要があると、しっかりやっていくと答弁された。高校中退の子どもの実態はどこが把握しているのか、実態を踏まえた課題とその対応を知事に伺う。

高等学校では、県立私立とも、中退者のその後の進路について出来る限りその把握に努めているところです。平成28年度の中退者1,665名のうち、就職している者が約4割、進学している者が2割、就職も進学もしていない者が2割、連絡がつかない者が2割とそれぞれなっています。

特に、個々の状況に応じた支援が必要となるのは、進路が定まってない中退者ですが、県においては、これまで、「若者サポートステーション」や「ひきこもり地域支援センター」などを開設し、本人や保護者に対し、学校を通じてその利用を促してきたところです。

しかしながら、進路が定まっていない中退者の利用というのは、必ずしも多くなく、支援につながっていないという課題がありました。

このような課題に対応するため、今年、新たに、進路が定まっていない若者を適切な支援機関につなぐ「福岡県若者自立相談窓口」を開設をしたところです。

この窓口においては、まず、高等学校から情報提供された中退者に対し、窓口の方から連絡をとってまいります。その後、専門的知識や経験を有するスタッフが相談者の家庭を

訪問し、将来の進路希望や心身の状態等を把握した上で、適切な支援機関に同行するなど、きめ細かな支援を行うことになっています。

この窓口を通じて、進路が定まっていない中退者の就学また職業的な自立を図ってまいります。

## ⑥中学校卒業後の子供の実態について

【義務教育課】

〔中学校を卒業した後、進学も就職もしていない子供の実態を教育長に問う。〕

平成29年3月の県内の公立中学校卒業生44,667人のうち、進学も就職もしていない者は432人となっており、その多くは、病気や長期の不登校等の生徒と考えています。

## ○緑友会 江口 善明 議員

9月14日

### ①熱中症で搬送された子どもの現状について

【体育スポーツ健康課】

〔学校現場から熱中症で病院に搬送された子どもの現状はどうなっているのか。〕

県域の公立学校では、今年4月から8月末日までの間に186校423名の児童生徒が熱中症とみられる症状により病院に搬送されています。

内訳は、小学校が29校39名、中学校が98校226名、高校が59校158名となっており、主に、部活動やクラスマッチ、体育大会の練習等、屋外の活動で多く発症しています。

なお、幸い、重篤な症状となった事案は報告されていません。

### ②小中学校のクーラー設置に係る現状と課題について

【施設課】

〔普通教室のクーラー設置は進んでいるが、特別教室の設置は遅れていると聞いています。特別教室の状況も併せて、本県の現状と課題について教育長に伺う。〕

本年9月1日現在において、小中学校の普通教室における空調設備の設置率は81.6%、特別教室における設置率は40.8%となっています。

特別教室の設置率が低いのは、市町村において、空調設備に多額の費用を要する中で、まず、普通教室における整備を優先させた結果であり、整備にかかる予算と財源の確保が喫緊の課題です。

### ③国への働きかけについて

【施設課】

〔クーラー設置については国の補助が必要不可欠であるが、本県として国へどのような働きかけをしているのか教育長に伺う。〕

整備が遅れている市町村においては、いずれも近年の猛暑等を考慮し、整備を進めていく考えがあることから、県教育委員会としては、市町村の空調整備が計画どおりに実施できるよう、国における十分な予算の確保について、県単独で或いは教育長協議会等を通じて、文部科学省に強く要望を行っているところです。

### ④部活動等における熱中症対策について

【体育スポーツ健康課】

〔部活動やスポーツ大会における熱中症対策の取組みはどうなっているのか。〕

熱中症事故の防止については、これまで、県立学校、市町村教育委員会及び学校体育団体に対し、こまめな水分・塩分補給や、暑さ指数等を活用し、必要な場合には躊躇することなく計画の変更・中断を行うなど、適切な措置を講ずるよう働きかけてまいりました。

これを受け、大会を主催する中学校体育連盟や高等学校野球連盟は、給水タイムの導入

のほか、開会式の中止・短縮、大会日程の変更、軽装による応援等の対策を講じています。

今後も日常的な部活動をはじめ、大会への参加及び体育大会等の実施において、引き続き、熱中症事故の防止に万全を期すよう指導してまいります。

**⑤県立青少年教育施設における夜間のクーラー使用状況について** 【社会教育課】

〔 青年の家や少年の家など県立の青少年教育施設の夜間のクーラー使用の状況について教育長に問う。 〕

夜間のクーラー使用については、各施設の利用規程等に基づき行っていますが、本年のような暑さの厳しい夏については、利用者の体調を考慮し、使用時間を延長するなど、弾力的な運転を行っているところです。

**⑥成年年齢引き下げの意義について** 【高校教育課】

〔 成年年齢引き下げについてどのように受け止めているのか、どのような意義があるかと考えるのか、教育長に問う。 〕

少子高齢化が急速に進む中、我が国の将来を担う若年者には、社会の様々な分野において積極的な役割を果たすことが期待されており、成年年齢引き下げにより、18歳、19歳の若年者の社会参加の時期を早め、その自覚を高めることは、我が国の社会に活力をもたらすものと考えています。

このため、高校教育の段階では「大人」としての権利と責任の自覚を促し、自立を支援する教育の充実が重要であると考えています。

**⑦学校教育における今後の取組みについて** 【高校教育課】

〔 本県として18歳成人に伴う課題に対応するため、教育現場への環境整備にどのように取り組んでいくのか、教育長に問う。 〕

県教育委員会としては、成年年齢引き下げに伴い最も懸念される若年者の消費者被害を防止するため、高校段階において消費者政策の変化に即した教育を推進する必要があると考えています。

このため、公民科や家庭科の授業の外、弁護士や消費生活相談員等の外部講師を活用し、最新の啓発資料や専門家の知見に基づく実践的な学習の充実を図ってまいります。

また、関係機関との連携により、効果的な指導方法について教員研修を実施し、消費者教育を担う教員の資質向上を図ってまいります。

**⑧校則の見直しについて** 【高校教育課】

〔 時代に即した校則にするため、どのように対応していくのか、教育長に問う。 〕

校則は、学校の教育目標を実現し、その秩序を維持するために、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律を定めたものです。

今般の成年年齢引下げに伴い、法令上新たに保護者の同意なしに行うことが可能となった行為については、その趣旨を踏まえ、校則の緩和を検討する必要があると考えています。

一方で、そうした行為であっても、生徒間での金銭貸借など、校内で行うことが教育上望ましくないものについては、新たに校則に盛り込むことも考えられます。

県教育委員会としては、社会情勢の変化に対応し、今後とも生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針となるよう、校則の見直しについて指導してまいります。

○自民党県議団 十中 大雅 議員

9月18日

①小中学校教員の正規率の向上について

【教職員課】

〔 小中学校教員の正規率の向上に向けて、これまでどのように取り組んできたのか。さらに、正規率の向上に取り組む中、現在、何が課題で、それに対して具体的にどのように取り組むのか。 〕

本県では、公立学校教員の大量退職期を迎える中、教員の正規率を向上させるため、近年、採用者数を大幅に増やしており、本年度の国の標準法定数に占める正規教員の割合は、昨年度と比べて2.5ポイント増の87.7%に上昇しています。

一方で、採用者数の大幅な増加に伴い、受験者層の拡大と採用者の質の確保が課題となっています。

このため、昨年度の採用試験では、受験資格年齢を59歳以下に緩和するとともに、現職教員を対象とした選考試験を関東地区でも実施したところです。

さらに、今年度は、より豊富な経験を有する人材を採用するため、民間企業勤務経験者などを対象とする選考試験や関西地区での現職教員の選考試験を新たに導入しています。

今後も引き続き、採用試験の工夫改善に取り組み、優秀な人材の確保に努めてまいります。

②小学校英語専科教員の拡充について

【教職員課】

〔 小学校における英語教育の早期化・教科化を踏まえると、英語専科教員の拡充が重要かつ必要になっていると思われるが、どのように考えているのか。 〕

小学校英語教育の早期化・教科化に適切に対応していくために、質の高い英語教育を行うことのできる英語専科教員を配置することは効果的であり、かつ必要であると考えています。

国においても、新学習指導要領の円滑な実施のために、平成30年度からの3年間で全国で4千人の英語専科教員の定数改善を行うことを予定しています。

県教育委員会では、国に対して必要な英語専科教員の定数要望を行うとともに、市町村教育委員会の意見も聞きながら、その効果的な配置に努めてまいります。

○自民党県議団 西元 健 議員

9月19日

①新しい教員研修の工夫について

【義務教育課】

〔 自ら考えて変化に対応し、資質向上を図り続ける教員育成のための研修の工夫について、教育長に問う。 〕

教員が自ら資質を向上し続けるためには、キャリアに応じて身につけるべき資質能力の指標に基づき、自己の現状を把握し、更なる高みを目指して学び続ける効果的な仕組みをつくるのが、重要であると考えています。

このため、新しい研修計画においてはキャリアの各段階に応じて実施する研修の開始時に、自己の課題を把握して目標設定を行うとともに、終了時には、研修を通じた指導力の伸びを振り返って確認させる仕組みを設けています。

さらに、研修履歴を自己管理することにより、自身の学びの機会を、見通しを持って充

実させていくよう、工夫しているところです。

## ②本県が目指す教師像について

【義務教育課】

県教育委員会が「本県の教師はこうあって欲しい」との確固たるメッセージを発することが必要であると考えているが、教育長に問う。

今日、教育には、「未来社会の創り手を育てる」という理念に向かい、夢と志を持って主体的に可能性に挑戦することのできる人間の育成が求められています。このため、本県においては、「学ぶ意欲」や「志」、「困難に立ち向かう力」などの人格的資質を重視した教育活動を、全県的に推し進めているところです。

こうした基本方針の下、本県では、未来を切り拓くふくおかの子供たちを育てるという、志と使命感を強く持ち、授業力をはじめ、児童生徒の心を動かす資質と実践力を主体的に磨き続ける教師を求め、育成してまいります。

## ○公明党 壹岐 和郎 議員

9月20日

### ①学校におけるアレルギー疾患対策について

【体育スポーツ健康課】

アレルギー疾患対策基本法及び同方針において、学校において果たすべき責務が明記され、アレルギー疾患対策を推進する上で、学校は重要な役割を担っている。学校現場における取組みについて、教育長の見解を問う。

学校においては、アレルギー疾患を有する子供が、安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、学校給食など教育上の配慮に努めるとともに、日頃から緊急時の対応への準備を行っておくことが必要です。

現在、県教育委員会では、管理職、養護教諭、栄養教諭などを対象に、アレルギー疾患の正しい知識の習得やアドレナリン自己注射薬の使用方法などの実践的な研修会を実施しております。また、各学校では、その内容を校内研修会で共通理解を図るとともに、校内アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応に努めています。

今後も、アレルギー疾患を有する子供が、安心して学校生活を送ることができるよう、対策の徹底・充実に努めてまいります。

## ○日本共産党 高瀬 菜穂子 議員

9月20日

### ①学校給食の無償化の見解について

【体育スポーツ健康課】

学校給食の無償化について教育長の見解を問う。また、国に対して無償化を求め、県としての助成制度の創設について見解を問う。

学校給食費は、学校給食法において保護者が負担することとなっており、経済的理由により負担が厳しい保護者に対しては、生活保護や就学援助制度による支援がなされております。

学校給食費の無償化は、一義的には国が検討するものですが、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて、無償化や保護者負担軽減策を決定することは可能です。

このため、県教育委員会としては、市町村教育委員会に対し、就学援助制度の周知徹底を指導するとともに、国の動向や、参考となる自治体の取組みについて情報提供してまいります。

## ②学校給食費の公会計化について

【体育スポーツ健康課】

〔 県教委として、学校給食費の公会計化にどのように取り組むのか。また、初期投資がネックであれば、助成制度をつくってはどうか、見解を問う。 〕

学校給食費を公会計化し、自治体に事務を移管することは、教職員の負担軽減等の面で有益であると考えています。

国の調査によれば、公会計化を導入していない自治体では、初期投資のほか、「業務増による自治体職員の負担」が課題と考えられています。

県教育委員会としては、県内の市町村が、これらの課題を解決できるよう、県内外の先進事例の情報を提供するなどして、学校給食費の公会計化を進めてまいります。